

# ワーキングチームの活動報告 (2)

平成27年3月31日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

## 目 次

- I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等
  - 1. 緊急時対応の確認項目
- II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項
  - 1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項
    - (1) 避難行動要支援者の対応
    - (2) 避難先の選定、輸送能力確保の考え方
  - 2. 平成26年度原子力総合防災訓練において作成した資料等
- III. 各ワーキングチームの活動状況

## I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

### 1. 緊急時対応の確認項目

川内地域ワーキングチームでは、地域防災計画・避難計画を含む地域の緊急時対応をとりまとめ、関係省庁、県及び関係市町が出席する川内ワーキングチーム特別会合においてこれを確認した。そして、9月12日開催の原子力防災会議において、内閣府からこの確認結果を報告し、了承された。

今後、他の地域についても同様の取組を順次実施するが、その際、各ワーキングチームで行う確認については、川内地域の緊急時対応の確認項目に準じて実施する。項目及び確認の視点については、別紙1のとおり。

## II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

### 1. 川内地域の緊急時対応で検討された事項

#### (1) 避難行動要支援者の対応

P A Z 圏内の避難行動要支援者は施設敷地緊急事態で即時避難を行い、U P Z 圏内の避難行動要支援者はO I L 2等の基準により一時移転等を行うことが原子力災害対策指針で定められている。

避難行動要支援者のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等に当たっては、避難行動要支援者の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となる。川内地域では医療機関や社会福祉施設の入院患者・入所者、在宅の避難行動要支援者、学校・保育園の児童等のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等への備えとして、以下のような取組を行っている。

#### ① 医療機関・社会福祉施設の避難行動要支援者

P A Z 圏内の医療機関・社会福祉施設では、即時避難の実施に備え施設ごとに避難先を設定した避難計画を作成するとともに、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力（車両の種類<sup>1</sup>・台数）の把握と確保を行った。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退

<sup>1</sup> : バス、福祉車両（ストレッチャー仕様）、福祉車両（車椅子仕様）等

避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待つて避難させる計画とした。

UPZ圏内のうち、5～10キロ圏内の施設については、施設ごとに避難先を設定した避難計画を策定し、10キロ以遠の施設についても、緊急時において避難先の迅速な調整を可能とするために、鹿児島県が整備した「原子力防災・避難施設等調整システム（詳細は、(2)を参照）」により、緊急時に鹿児島県が避難先を調整する計画とした。

## ② 在宅の避難行動要支援者

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を戸別訪問により調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力の把握と確保を行った。また、避難先施設については、UPZ圏外（鹿児島市内）とし、一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待つて避難させる計画とした。

UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき実施されている避難行動要支援者名簿の調査結果を活用した。一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。また、関係9市町においては、3月末までに、避難支援計画の作成を概ね終えたところである。

## ③ 学校・保育所の児童等

PAZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で避難準備・児童等の保護者への引き渡しを実施する。その上で、施設敷地緊急事態で引き渡しができなかった児童等と職員が共に学校が所在する地区の避難先に避難の上、避難先で保護者への引き渡しを行う計画とした。

UPZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で校舎内の屋内退避を実施し、一時移転等が指示された場合、児童等と職員が共に学校が所在する地区の避難先に一時移転等の上、避難先で保護者へ引き渡しを行う計画とした。

## (2) 避難先の選定、輸送能力の確保の考え方

### ① 避難先の選定

避難先の選定について、鹿児島県では、緊急時の避難先の被害状況や空間放射線量率の状況等に応じて、各市町避難計画で設定している避難先が使用できなくなった場合の代替の避難先や、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設の受入先

を迅速に調整するために「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備した。

(図1参照)

当該システムには、各市町避難計画で設定している避難元・避難先データに加えて、UPZ内の医療機関、社会福祉施設のデータ、当該システムに登録することについて承諾を得た30キロ以遠の鹿児島県本土内に所在する医療機関及び社会福祉施設のデータが登録されている。

当該システムの登録データは、以下のとおり。

○ 市町村避難計画データ

避難元のデータとして、自治会等単位の人口・世帯数、集合場所の名称、所在地、原子力発電所からの距離・方角

避難先のデータとして、避難所の収容人数、所在地、原子力発電所からの距離・方角

○ 医療機関・社会福祉施設のデータ

避難元・避難先のデータとして、病床数(入所定員)、所在地、原子力発電所からの距離・方角

鹿児島県災害対策本部では、UPZ圏内で一時移転等の防護措置が必要になった場合は、当該システムを活用し、各市町避難計画で設定している避難先が使用できない場合の代替の避難先や医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する。

また、鹿児島県においては、病院等の連絡責任者や不在時の代理者を確認するなど、避難先の連絡等が確実にできる体制を構築している。

なお、鹿児島県・関係市町本部において受入先・移動手段が確保困難な場合は、国が受入先・移動手段確保を支援する。

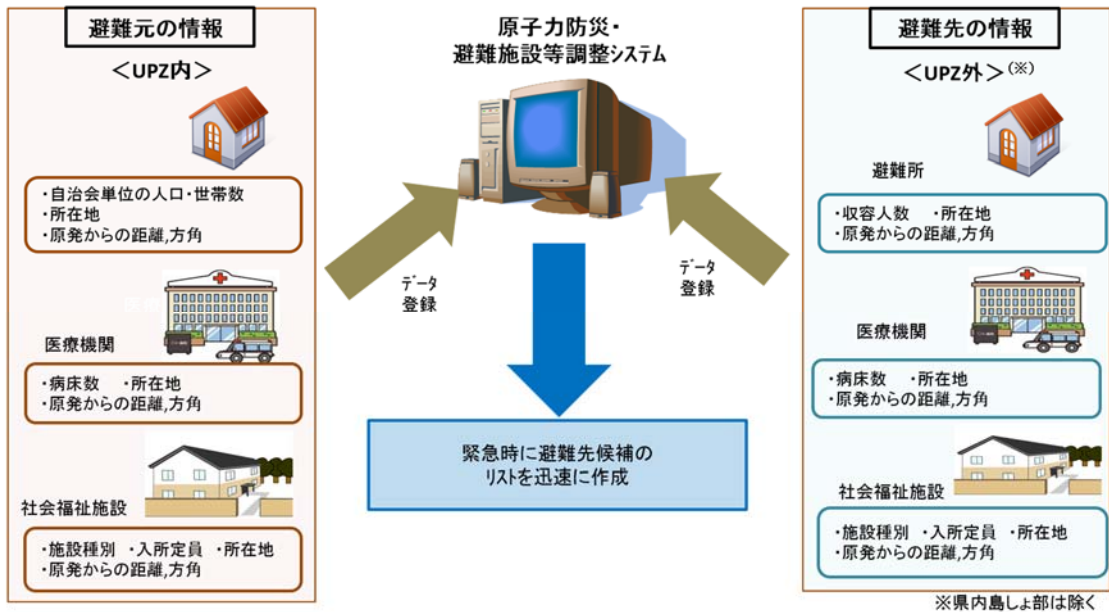


図1 原子力防災・避難施設等調整システム概要

## ② 輸送能力の確保

PAZ圏内では、全面緊急事態になった場合の避難開始に備え、あらかじめ必要となる輸送能力を把握・確保する。また、UPZ圏内では、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時  $20 \mu \text{Sv}$  以上の区域を特定し、1週間以内に一時移転を実施することから、一時移転に備えた車両の確保を行っている。

PAZ圏内では自家用車で避難をすることができない住民を戸別訪問により調査し、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両、電気事業者が整備する車両により、現地において必要となる輸送能力の確保を図ることを確認した。

UPZ圏内では、①関係市町が輸送手段を調達、②関係市町の輸送手段では不足する場合、関係市町からの依頼に基づき、鹿児島県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達、③鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達、④鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により輸送能力を確保することとした。また、鹿児島県では、避難手段の確保・充実のため、現在、バス会社と協定締結に向けて協議中である。

## 2. 平成26年度原子力総合防災訓練において作成した資料等

平成26年度の原子力総合防災訓練を、北陸電力株式会社志賀原子力発電所を対象に実施した。オフサイトの住民防護に係る訓練では、複合災害時の対応、PAZ圏の全面緊急事態発生に基づく住民避難、UPZ圏のOIL2に基づく住民の一時移転に関して訓練を実施した。

本訓練において会議等の資料等として作成された資料等(別紙2-1~2-8)を、参考として共有する。なお、これらは、あくまで本訓練に関し作成されたものであり、実際の原子力災害や他の地域での防災訓練時には、異なる内容の資料や指示が作成される場合もあることに留意すること。

### (参考1) 訓練における会議等と資料等

能登半島地震非常災害対策本部・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部	複合災害時の災害応急対策に関する基本方針(別紙2-1)
原子力緊急事態宣言	指示文(別紙2-2) 公示文(別紙2-3)
第1回原子力災害対策本部	石川県・富山県の地域防災計画の概要(別紙2-4)
第2回原子力災害対策本部	指示文(別紙2-5) 公示文(別紙2-6) 一時移転の実施方針(別紙2-7)

### (参考2) その他資料等

- ・志賀原子力発電所周辺地図(別紙2-8)

## Ⅲ. 各ワーキングチームの活動状況

各ワーキングチームの活動状況については、別紙3のとおり。

## 緊急時対応の基本確認項目

平成 27 年 3 月

大項目	小項目	主な確認の視点
A. 地域の概要	原子力災害重点区域の概要	-
	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	P A Z 圏の昼間流入人口（就労者等）の状況	-
B. 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	・ 国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	・ 国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	・ オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね 1 週間稼働するための整備が行われていること。 ・ オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	・ 通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	・ 住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	・ 住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	・ 住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・ 住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。



大項目	小項目	主な確認の視点
C. P A Z 圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。</li> <li>・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。</li> </ul>
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。</li> <li>・ 現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。</li> </ul>
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。</li> <li>・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	放射線防護対策施設の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難を行うことにより健康リスクが高まる施設敷地緊急事態要避難者を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。</li> </ul>
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。</li> <li>・ 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。</li> </ul>
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
D. P A Z 圏内の全面緊急事態における対応	P A Z 圏内の住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面緊急事態における P A Z 圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。</li> <li>・ 住民の避難経路は複数設定されていること。</li> <li>・ 自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。</li> <li>・ 放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。</li> </ul>
	P A Z 圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。</li> <li>・ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。</li> <li>・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	P A Z 圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。</li> </ul>
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「P A Z 圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。</li> <li>・ 「P A Z 圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。</li> </ul>
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。</li> </ul>
	避難を円滑に行うための対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策（応急復旧策等）が示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
E. UPZ圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ O I Lに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。</li> <li>・ O I Lに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。</li> </ul>
	避難行動要支援者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。</li> <li>・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	UPZ圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。</li> <li>・ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。</li> <li>・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。</li> </ul>
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。</li> </ul>
	他の地方公共団体からの応援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
F. 放射線防護資機材、物資、燃料 備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。</li> <li>放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。</li> <li>関係団体からの支援体制が示されていること。</li> </ul>
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の避難先や屋内退避施設に対する物資の供給体制等が計画されていること。</li> <li>物資の供給のための物資集積拠点や一時集積拠点等が整備等されていること。</li> </ul>
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄及び生活物資の確保策（流通備蓄等）が示されていること。</li> <li>PAZ圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。</li> </ul>
	物資集積拠点・一時集結拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。</li> </ul>
	国による物資・燃料の供給体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。</li> </ul>
G. 緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。</li> <li>緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。</li> <li>緊急時モニタリング地点が示されていること。</li> <li>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。</li> </ul>
	緊急時モニタリング実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。</li> </ul>
	一時移転等の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>OILに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。</li> </ul>
	緊急時モニタリング動員計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。</li> </ul>

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 緊急被ばく医療の実施体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P A Z 圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。</li> <li>・ U P Z 圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。</li> </ul>
	避難退域時検査・除染の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。</li> </ul>
	緊急被ばく医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被ばく医療体制が示されていること。</li> </ul>
I. 国の実動組織の支援体制	実動組織の広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実動組織による広域支援体制が示されていること。</li> </ul>
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。</li> <li>・ 空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。</li> </ul>
	自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動	-

訓 練

能登半島地震及び志賀原子力発電所における原子力災害の  
複合災害に係る災害応急対策に関する基本方針

平成26年11月2日  
平成26年能登半島地震非常災害対策本部  
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

地震と原子力災害の複合災害に際し、関係地方公共団体と連携を密にし、以下の対応に全力を尽くす。

- ① 警察、消防、自衛隊においては、原子力緊急事態が発生する恐れがあることを想定し、5km圏内の住民等の安否確認及び救助を可及的速やかに行うこと。
- ② 関係省庁は、関係地方公共団体が行う5km圏内の要援護者の避難支援や住民の避難準備等に全面的に協力すること。
- ③ 関係省庁は、放射線防護のための装備、資機材等の準備等を行うとともに、情報伝達体制を確立すること。

訓 練

指 示

内閣府原防第3号

平成26年11月2日13時30分

石川県知事 殿  
富山県知事 殿  
志賀町長 殿  
七尾市長 殿  
羽咋市長 殿  
中能登町長 殿  
輪島市長 殿  
穴水町長 殿  
宝達志水町長 殿  
かほく市長 殿  
氷見市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北陸電力株式会社志賀原子力発電所第2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- しまちしかうら ほりまつ かみくまの くまの ふくら とぎ しか
- ・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。
  - ・北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）の住民は、屋内退避すること。
  - ・PAZ、UPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
  - ・住民にその旨周知されたい。

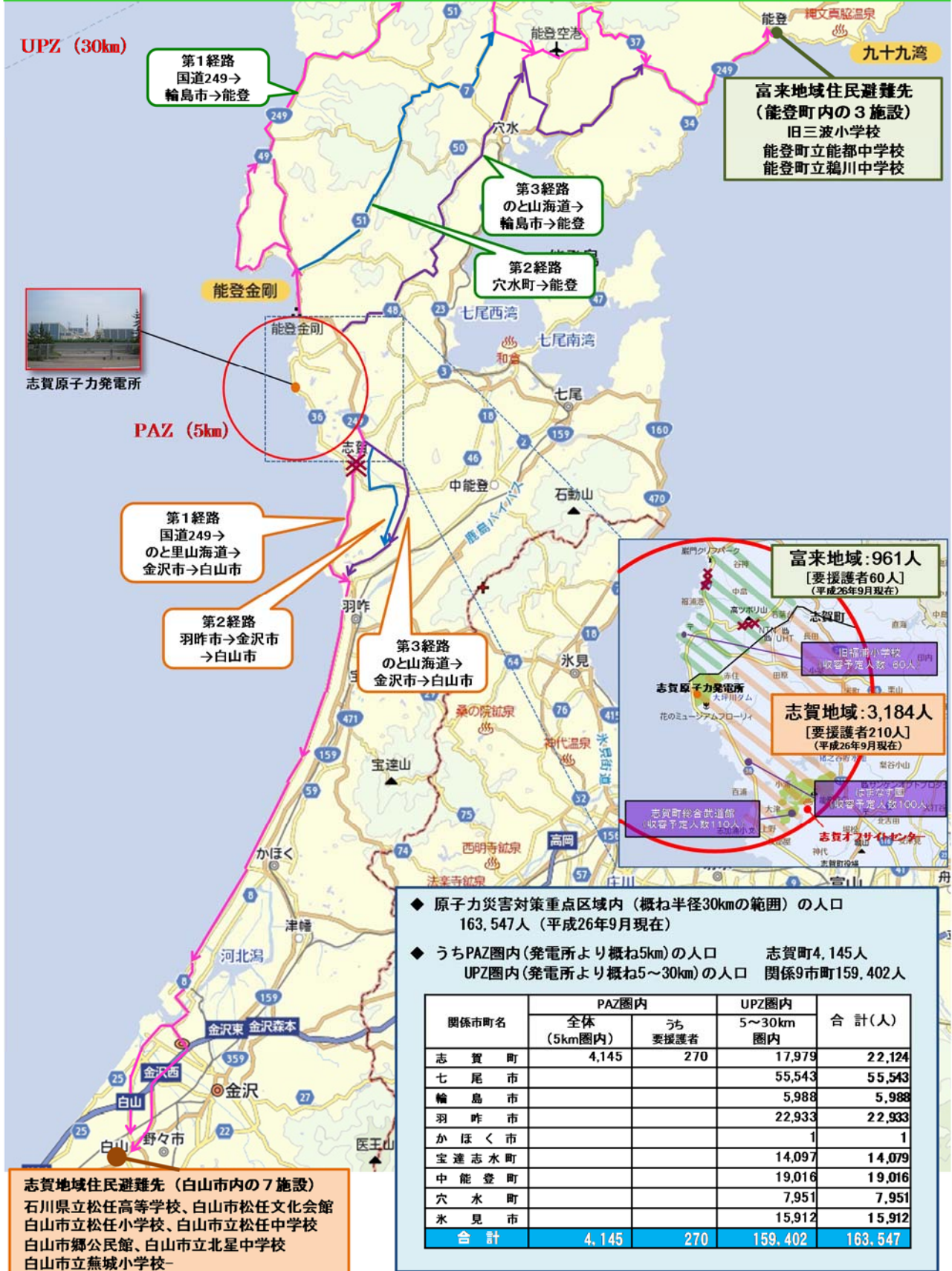
# 訓 練 公 示

平成26年11月2日13時30分

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>(1) 志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の地域及び海域</p> <p>(2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）の地域及び海域</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成26年11月2日13時22分</p> <p>発生場所 北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機</p> <p>発生場所の天候状況</p> <p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 志賀局のモニタリングポストの値：異常なし</p> <p>被害状況： 平成26年11月2日10時00分 全交流電源喪失（10条通報） 平成26年11月2日13時22分 全冷却機能喪失（15条通報）</p> <p>その他の特記事項</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>1. (1) の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。</p> <p>1. (2) の住民は、屋内退避すること。</p> <p>1. (1) 及び(2) の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</p>



**訓練** **石川県・富山県の地域防災計画の概要** 参考資料2



訓 練

指 示

内閣府原防第4号

平成26年11月3日11時05分

石川県知事 殿  
富山県知事 殿  
志賀町長 殿  
羽咋市長 殿  
中能登町 殿  
氷見市長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

原子力災害対策特別措置法第20条2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県しか志賀町志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県氷見市加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碁石地区、の住民は、一週間程度内に一時移転をすること。
- 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県しか志賀町志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県氷見市加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碁石地区、の地域生産物の摂取を控えること。
- 一時移転に際し、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。
- 一時移転する者は、避難退域時検査場所に立ち寄り、避難退域時検査を受けること。

訓 練

公 示

平成26年11月3日11時05分

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>(1) 志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の地域及び海域</p> <p>(2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)の地域及び海域</p> <p>(3) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)のうち石川県志賀町志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区(滝谷町の飛地)、中能登町、富山県氷見市加納地区(加納)、稲積地区(稲積)、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区(久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内)、余川地区、碁石地区の地域</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成26年11月2日13時22分</p> <p>発生場所 北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機</p> <p>発生場所の天候状況</p> <p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 志賀局のモニタリングポストの値：40μSv/h</p> <p>被害状況： 平成26年11月2日10時00分 全交流電源喪失(10条通報) 平成26年11月2日13時22分 全冷却機能喪失(15条通報)</p> <p>その他の特記事項</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>1. (1) の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。</p> <p>1. (3) の地域を除く1. (2) の住民は、屋内退避すること。</p> <p>1. (3) の住民は、一週間程度内に一時移転をすること。</p> <p>1. (3) の地域生産物の摂取を控えること。</p> <p>一時移転に際し、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。</p> <p>一時移転する者は、避難退城時検査場所に立ち寄り、避難退城時検査を受けること。</p>

# 訓練

## 一時移転の実施方針

平成26年11月3日

原子力災害対策本部

### 1. 対象地区の概況

#### (1) 対象地区名及びその人口

一時移転の対象市町及び人口は以下のとおり。

対象市町		対象人口	うち要援護者数
石川県	志賀町 (6地区)	8,773	388
	羽咋市 (4地区)	6,111	272
	中能登町 (3地区)	19,016	341
富山県	氷見市 (8地区)	10,070	673
合 計 (21地区)		43,970	1,674

#### (2) 対象地区の現状（含、自然災害の被害状況）

- 対象地区の住民は屋内退避を実施中。
- 対象地区の学校・保育所は休校を継続。児童・生徒は、自宅で保護者とともに屋内退避を実施中。
- 石川県志賀町内で発生した約100戸の全半壊家屋の住民は、志賀町災害対策本部が設置した避難所で屋内退避を実施中。
- 石川県の一部地域で発生している簡易ガス供給停止及び断水については、現在詳細調査中。簡易ガスの供給が停止となっている世帯及び断水の世帯は、市町災害対策本部が設置した避難所で屋内退避を実施中。

## 2. 実施方針

### (1) 一時移転実施に際しての基本的考え方

- 一時移転の対象となる4市町21地区については、一時移転指示とともに、準備ができた住民から順次一時移転を開始する。
- 一時移転にあたっては、4市町の避難計画に基づき、あらかじめ定められた避難ルートに基づき、避難退域時検査場所等で避難退域時検査を受け、その後、石川県白山市、津幡町、金沢市、富山県高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市の各避難所に一時移転を行う。(別紙1参照)
- 一時移転対象住民のうち、病院・社会福祉施設の避難先は、避難計画で定められている受入市町の病院・社会福祉施設に一時移転を行う。また、在宅の要援護者の避難先は、避難計画で定められている避難先に一時移転を行い、その後必要に応じて受入市町における福祉避難所に移動する。さらに、医療行為が必要な場合は、受入市町の病院もしくは災害拠点病院に搬送する。
- 一時移転の手段は自家用車のほか、県及び4市町災害対策本部が確保した車両(バス、福祉車両)により行うこととし、車両はピストン運行を行う。
- 上記の考え方にに基づき、対象住民の一時移転を11月10日正午を目処に完了させる。
- 今後の一時移転の進捗状況については、原子力災害対策本部において把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 移動手段の確保状況

- 確保したバス、福祉車両は、下表に示す3か所の避難退域時検査場所に11月3日正午までに配備完了の予定。避難退域時検査場所への配備完了後、運転手へ個人線量計及び安定ヨウ素剤を配布し、避難計画に定められている一時集合場所に順次配車を行う。
- 追加配備中の車両については、11月4日午前9時までに避難退域時検査場所に到着予定。車両配備場所については、一時移転の進捗を踏まえて順次決定する。

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

車両配備場所	バス	福祉車両等	
		車いす対応	ストレッチャー対応 (※)
石川県立看護大学 (石川県かほく市)	145	15	3
十三中学校 (富山県氷見市)	35	8	5
旧仏生寺小学校 (富山県氷見市)	25	7	5
追加配備中	30	20	40
合計	235	50	53

(※) 救急車を含む

(3) 一時移転を円滑に行うための対応策

- 住民の車両による一時移転を円滑に行うため、石川県警察及び富山県警察による主要交差点での交通整理、道路交通情報板等を活用した広報、信号機の操作による移転経路の青信号優先割当て等の交通対策を行うほか、石川県、富山県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

(4) 避難退域時検査・除染の準備状況

- 3か所の避難退域時検査・除染場所に、石川県・富山県保健関係職員及び必要な資機材を配備完了。また、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構、石川県診療放射線技師会、富山県診療放射線技師会、電気事業連合会、陸上自衛隊等に派遣要請を行い、避難退域時検査・除染要員及び資機材を到着後避難退域時検査・除染場所に追加配備する。
- また、除染場所での対応が困難であって、被ばく医療措置が必要な場合に備え、被ばく医療機関への緊急搬送手段を確保する。

(5) 安定ヨウ素剤の準備状況

- 安定ヨウ素剤の服用指示に備え、11か所の関係市町施設等及び5か所の病院に備蓄している1,133,000丸の丸剤と14,100gの粉末剤のうち、一時移転対象者、車両運転手、その他防災業務関係者の必要人数分を予め3か所の避難退域時検査場所等に搬送する。
- また、石川県医師会、富山県医師会、石川県薬剤師会、富山県薬剤師会に協力を要請し、3か所の避難退域時検査場所に予め必要な要員を配置する。

(6) 避難所開設準備状況

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

- 石川県白山市、津幡町、金沢市、富山県高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市の合計47か所の避難所は、11月3日午後2時までに避難所開設の準備が完了する見込み。(別紙2参照)

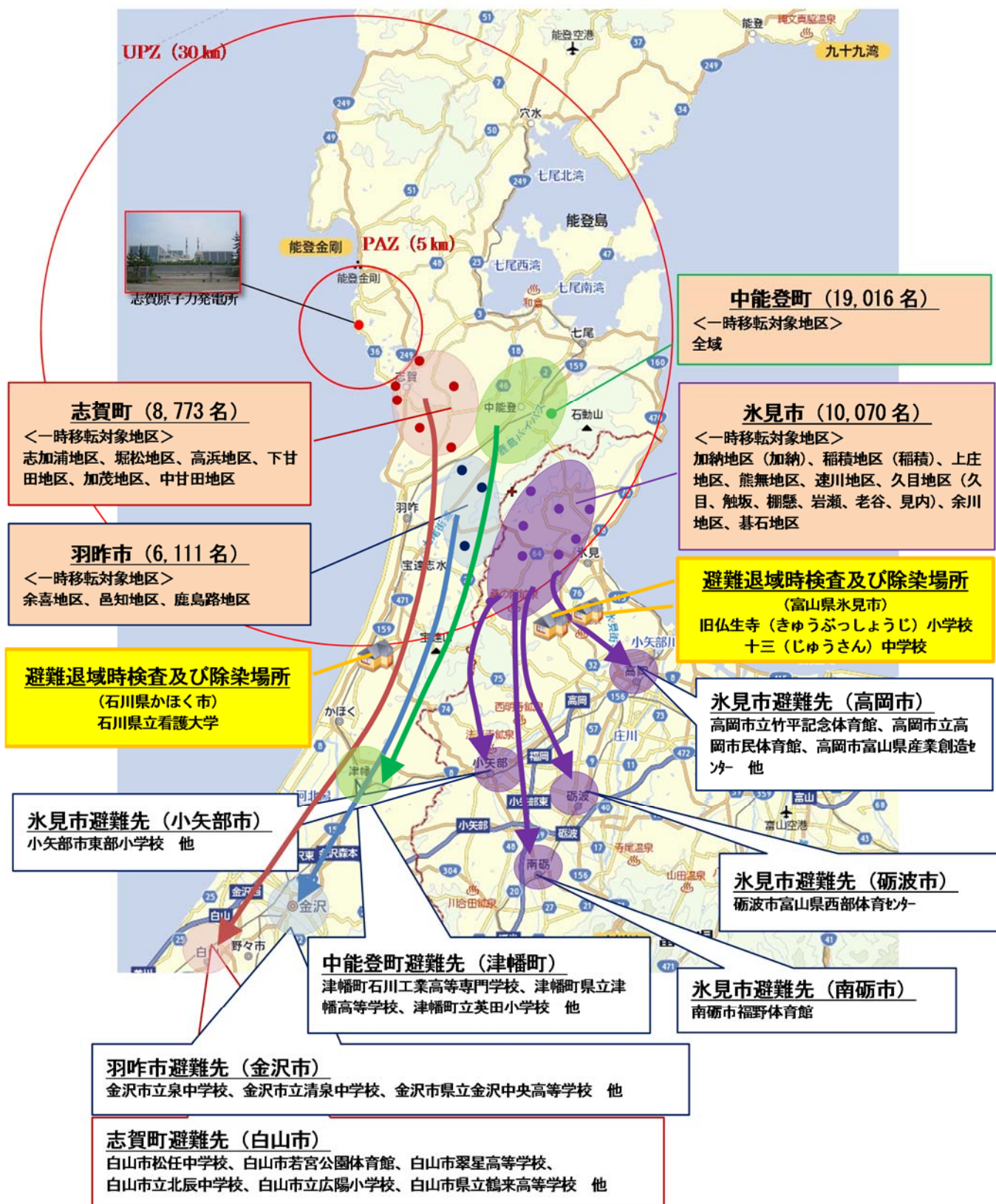
(7) 一時移転に必要な物資・燃料の確保状況

- 一時移転までの間及び一時移転先の避難所で必要となる物資は、石川県、富山県、受入市町の行政備蓄を活用するほか、石川県、富山県における流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を配分するほか、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。
- ガソリン、燃料については、一時移転経路上及び避難所周辺にある災害対応型中核給油所等において、一時移転車両への優先給油を行うとともに、経済産業省を通じ、製油所・油槽所から災害対応型中核給油所等への優先供給を行う。

(8) 対象地区住民への本方針の周知方法

- 一時移転の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
  - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
  - ✓ 一時移転は1週間程度内に実施することとされており、慌てず行動すること。
  - ✓ 移動することにより、却ってリスクが高まると考えられる住民は、屋内退避を継続し、十分な準備が整った段階で一時移転を開始すること。
  - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

一時移転の対象地区と一時移転先の概要

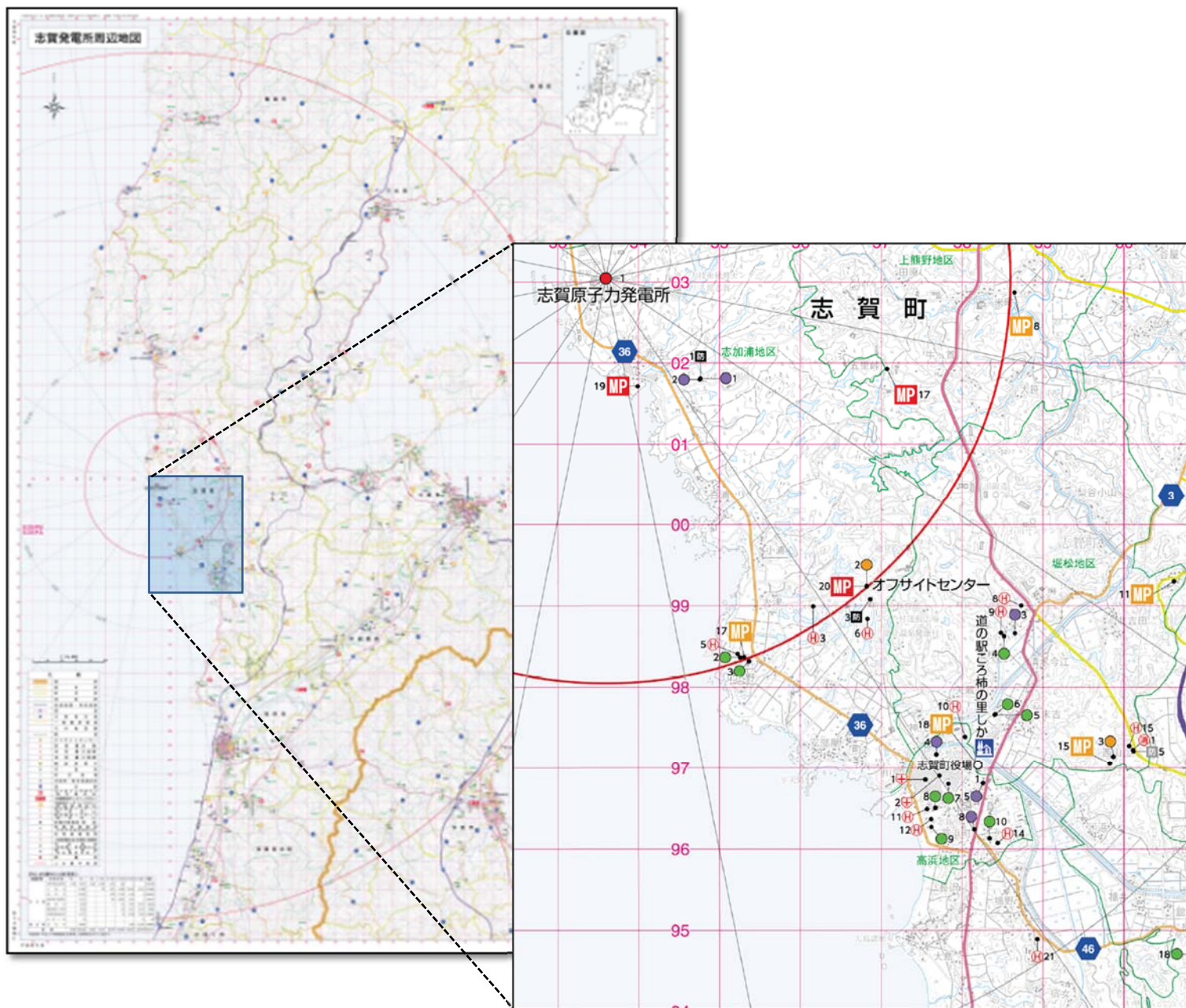




## 一時移転先の一覧

対象市町村名	対象地区名	人口	準備状況	避難先
石川県志賀町	志加浦地区(UPZ)	85	○	白山市松任中学校(川尻)
	堀松地区(UPZ)	1,585	○	白山市若宮公園体育館(堀松、緑ヶ丘)、白山市郷公民館(神代)、白山市北陽小学校(末吉、清水今江)、白山市光野中学校(北吉田、梨谷小山)、白山市東明小学校(西山台一丁目二丁目)、白山市湊リフレッシュセンター(出雲)
	高浜地区	3,481	○	白山市翠星高等学校(高浜1区~7区)、白山市松任総合運動公園体育館(高浜8区~11区、はまなす、新大念寺、旭ヶ丘、東旭区、あすなろ)
	下甘田地区	1,041	○	白山市立明光小学校(館、福井、穴口、米浜、大坂)、白山市立北辰中学校(上棚、東谷内、二所宮)
	加茂地区	856	○	白山市立林中公民館(倉垣、安津見)、白山市立広陽小学校(矢駄)
	中甘田地区	1,725	○	白山市県立鶴来高等学校(長沢、大島、福野、宿女、岩田、坪野、甘田)
石川県羽咋市	余喜地区	2,018	○	金沢市営西部市民体育会館(酒井町)、金沢市立泉中学校(四柳町、大町)、金沢市尾山台高等学校(金丸出町、下曾祢町)
	邑知地区	3,493	○	金沢市立清泉中学校(飯山町、宇土野町、白瀬町、福水町、中川町)、金沢市営城南市民体育館(神子原町、千石町、菅池町)、金沢市西部緑地公園陸上競技場(千代町、垣内田町、四町、上江町、千田町、円井町)、金沢市立野田中学校(本江町、尾長町、志々見町、堀替新町、菱分町)
	鹿島路地区	600	○	金沢市県立金沢中央高等学校(鹿島路町)
石川県中能登町	鹿西地区	4,775	○	津幡町石川工業高等専門学校(金丸・正部谷、金丸・横町、金丸・宮地、金丸・沢、金丸・谷内、金丸・杉谷、能登部下・八坂、能登部下・仲町、能登部下・天神、能登部下・中大門、能登部下・大上門、能登部下・上出、能登部下・桜新町、能登部上・川原、能登部上・堂の前、能登部上・森の宮)、津幡町立津幡中学校(徳丸、上後山、下後山)
	鳥屋地区	5,614	○	津幡町石川工業高等専門学校(良川・地頭、良川・北、良川・沖、一青)、津幡町立萩野台小学校(黒氏)、津幡町立刈安小学校(末坂)、津幡町立笠野小学校(羽坂、今羽坂、大槻)、津幡町運動公園体育館(新庄、廿九日、川田)、津幡町太白台小学校(春木)、津幡町森林公園わくわく森林ハウス(瀬戸、花見月)
	鹿島地区	8,627	○	津幡町立条南小学校(在江、武部)、津幡町立英田小学校(西、坪川、二宮あおば台)、津幡町総合体育館(久乃木、二宮)、津幡町立津幡南中学校(徳前、芹川、石動山)、津幡町中条小学校(上井田、下井田)、津幡町井上小学校(最勝講、東馬場)、津幡町立津幡小学校(水白、久江)、津幡町文化会館シグナス(小田中、藤井、福田、高島、小金森、曾祢)
富山県水見市	加納地区	407	○	砺波市富山県西部体育センター(加納)
	稲積地区	960	○	砺波市富山県西部体育センター(穂積)
	上庄地区	3,151	○	高岡市立竹平記念体育館(上田)、高岡市立ふくおか総合文化センター(大野、中尾、泉、柿谷、七分一、中村)
	熊無地区	1,338	○	高岡市立高岡市民体育館(谷屋、論田、熊無)、高岡市富山県産業創造センター(新保)
	速川地区	1,441	○	高岡市立竹平記念体育館(小窪、田江、早借、小久米、日詰、日名田、三尾)、小矢部市東部公民館(床鍋、葛葉)
	久目地区	1,129	○	高岡市富山県産業創造センター(久目、触坂)、小矢部市東部小学校(岩瀬、老谷、見内、棚懸)
	余川地区	897	○	南砺市福野体育館(余川)
碁石地区	747	○	南砺市福野体育館(上余川、寺尾、懸札、吉懸、一刎、味川)	
総計		43,970		

志賀原子力発電所周辺地図（5万分の1）



※地図には、以下の施設等の情報が掲載されている他、記号・番号に紐付けされた施設一覧表を作成している。

（地図に掲載されている施設等の種類）

原子力発電所、オフサイトセンター、市役所・町役場等、警察署、消防署、医療機関、福祉施設、学校施設、モニタリングポスト（水準、可搬型含む）、ヘリポート、被ばく医療機関、放射線防護対策施設

（施設一覧表に記載されている情報）

施設種別、施設名称、原発までの距離、施設住所、施設の座標（MGRS座標又は緯度・経度）

## 各ワーキングチームの活動状況

※平成 26 年 2 月以降の活動状況

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎暴風雪時における防護措置の考え方について検討。(訓練実施結果を踏まえ、具体の対応策の検討に着手)</li> <li>◎緊急被ばく医療活動に係る手順内容等について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成 25 年度中に対象全市町村策定済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎道主催の原子力防災訓練を実施(平成 26 年 10 月 24 日)</li> <li>◎道主催の原子力防災訓練(冬期・暴風雪)を実施(平成 27 年 2 月 6 日)</li> </ul>	
東通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎青森県原子力災害避難対策検討会の検討内容から検討課題を抽出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成 26 年 4 月までに:対象5市町村(東通村、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、むつ市)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成 26 年 11 月 8 日)。</li> </ul>	
女川	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎宮城県内の関係市町における避難計画策定上の課題に係る情報共有及び策定支援</li> <li>◎宮城県内の関係市町における避難計画の充実化を支援するため、地元防災専門官による勉強会を実施。</li> <li>◎複合災害時、孤立可能性のあるUPZ圏内地域における避難計画作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成 26 年 12 月 1 日に宮城県において、「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」を策定</li> <li>・ガイドラインに基づき各市町において避難計画の策定を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成 27 年 1 月 27 日)。</li> </ul>	
福島		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成 26 年 4 月 30 日に福島県において「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」を公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成 26 年 11 月 20 日:通信連絡訓練・本部運営訓練、11 月 22 日:住民避難訓練)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎原子力規制委員会が、3 月 4 日、特定原子力施設(東京電力福島第一原発)の緊急事態区分及びEALに係る原子力災害対策指針の改定案を作成・公表。現在、パブリックコメント中。</li> </ul>

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
東海 第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎茨城県広域避難計画の策定支援</li> <li>◎避難者の受け入れに関する周辺5県への調査依頼に着手(平成26年9月26日)</li> <li>◎周辺5県の調査に係る前提条件の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成27年3月24日「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県主催の原子力防災訓練(災害対策本部事務局参集及び図上訓練)を実施(平成27年3月11日)</li> </ul>	
柏崎 刈羽		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成26年3月:新潟県「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」(平成26年3月)策定。</li> <li>・平成26年7月:柏崎市</li> <li>・平成26年10月:刈羽村 策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎新潟県が主催する防災訓練に、内閣府防災、内閣府原子力防災も参加し、複合災害を想定した訓練を実施(平成26年11月11日、西村内閣府副大臣(防災)参加)</li> </ul>	
志賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難時における輸送力確保のため、両県と両県バス協会の協力協定の締結を支援</li> <li>◎避難行動要支援者の支援策について検討</li> <li>◎避難退域時検査要員の確保策について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況</li> <li>・平成26年3月25日:志賀町</li> <li>・平成26年3月31日:七尾市</li> <li>・平成26年4月28日:輪島市</li> <li>・平成26年3月31日:羽咋市</li> <li>・平成25年3月25日:かほく市</li> <li>・平成25年3月25日:宝達志水町</li> <li>・平成26年5月29日:中能登町</li> <li>・平成26年3月20日:穴水町</li> <li>・平成26年10月28日:氷見市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成26年度原子力総合防災訓練を実施(平成26年11月2、3日)。</li> </ul>	

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
福井	◎避難退域時検査場所の選定、避難手段の確保(バス等)等に係る県を越えた調整。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 3 月:滋賀県</li> <li>・平成 26 年 3 月 27 日:関西広域連合「原子力災害に係る広域避難が「ラウン」策定</li> <li>・平成 26 年 8 月 26 日:福井県「広域避難計画要綱」改定</li> <li>・平成 27 年 2 月 27 日:京都府「原子力災害に係る広域避難要領」策定</li> <li>・平成 26 年 2 月 10 日:岐阜県「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」策定</li> <li>・平成 26 年 3 月 7 日:揖斐川町避難計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各府県主催の原子力防災訓練を実施</li> <li>・福井県:平成 26 年 8 月 31 日(井上内閣府副大臣(原子力防災)参加)</li> <li>・滋賀県:平成 26 年 8 月 31 日(図上訓練)、平成 26 年 11 月 16 日(実動訓練)</li> <li>・京都府:平成 26 年 11 月 24 日</li> <li>・岐阜県:平成 26 年 11 月 30 日</li> </ul>	◎更なる具体的な検討のため、原発所在地域毎の分科会を設置。
浜岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎広域避難計画の策定を支援</li> <li>◎浜岡地域ワーキングチームの検討における避難施設受入可能数の概数調査を実施(平成 26 年 5 月 26 日)</li> <li>◎広域避難先として想定する周辺 12 都県との協議において抽出された課題の改善点を検討</li> <li>◎避難退域時検査実施場所確保に係る他地域の取り組み状況の情報共有及び検討支援</li> </ul>		◎県主催の原子力防災訓練を実施(平成 27 年 1 月 16 日:本部図上訓練、2 月 6 日:実動訓練)	

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
島根	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難先における避難者の受入、避難行動要支援者の支援のあり方を検討</li> <li>◎避難退域時検査要員の確保策を検討</li> <li>◎平成 26 年度島根県・鳥取県主催の原子力防災訓練の結果を踏まえ計画の改善点を検討</li> <li>◎避難行動要支援者の実態調査の検討</li> <li>◎避難先自治体の受入方法等を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況 平成 25 年度中に対象全市策定済（・平成 26 年 3 月：松江市、出雲市）（参考） 平成 25 年 3 月鳥取県、米子市、境港市（平成 26 年 3 月改正）</li> <li>◎医療機関、社会福祉施設等の避難計画を作成中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎島根県・鳥取県主催の原子力防災訓練を実施（平成 26 年 10 月 18 日）</li> <li>◎鳥取県主催の原子力防災図上訓練を実施（平成 27 年 1 月 26 日）</li> </ul>	
伊方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難退域時検査要員の確保策を検討。</li> <li>◎平成 26 年度の愛媛県主催原子力防災訓練の結果を踏まえた、計画の改善を検討</li> <li>◎避難行動要支援者の避難方法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難計画の策定状況 平成 25 年 6 月 愛媛県広域避難計画策定 平成 26 年 3 月 修正 平成 25 年度中に重点区域の全 8 市町の避難行動計画策定済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県主催の原子力防災訓練を実施（平成 26 年 10 月 21 日）。</li> </ul>	

地域	WT の主な活動・検討事項	計画策定等の進捗	防災訓練等の実施	備考
玄海	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 県域をまたぐ広域避難について検討。</li> <li>◎ 離島避難に関し、船舶の確保策等について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 避難計画の策定状況</li> <li>○ 対象全市町策定済 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐賀県: 平成 23 年 8 月</li> <li>・ 長崎県: 平成 24 年 6 月</li> <li>・ 福岡県: 平成 24 年 12 月</li> </ul> </li> <li>○ 福岡県は原子力災害広域避難基本計画を策定(平成 24 年 9 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 県主催の原子力防災訓練を実施(平成 27 年 1 月 24 日:実動訓練、3 月 20 日:オフサイトセンター機能別図上訓練)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 平成 27 年 3 月 10 日、内閣府と佐賀県が、バス運転手等向けの研修を、他地域に先駆けて実施。</li> </ul>
川内	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「川内地域の緊急時対応」をとりまとめ</li> <li>◎ 避難時における輸送力確保のための、鹿児島県と地元バス事業者の協力協定締結支援</li> <li>◎ 避難所運営方法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「川内地域の緊急時対応」をとりまとめ。9 月 12 日の原子力防災会議に報告・了承。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「川内地域の緊急時対応」に基づく、防災訓練を企画中。</li> </ul>	